

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第5号）

令和6年9月12日（木）

午後1時30分 開 議

【 再 開 】 1

【 会議録署名議員の指名 】 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【 議案第28号～第38号・認定第1号～第6号・同意第11号～第13号審査結果報告・討論・採決 】 1

日程第2 議案第28号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第29号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第4 議案第30号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第31号 葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例

日程第6 議案第32号 行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第33号 葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第34号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第9 議案第35号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第10 議案第36号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決をを求めることについて

日程第11 議案第37号 葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第38号 町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第13 認定第1号 令和5年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第15 認定第3号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第16 認定第4号 令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第17 認定第5号 令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第18 認定第6号 令和5年度葛巻町水道事業会計決算の認定について

日程第19 同意第11号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第20 同意第12号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第21 同意第13号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることに
ついて

【 発委第2号 】 10

日程第22 発委第2号 葛巻町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

【 議員派遣の件 】 11

日程第23 議員派遣の件について

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第5号）

| | | | | | | |
|--|--------------------------------|--------|----------|-------|-------|-------|
| 告示年月日 | 令和6年8月29日（木） | | | | | |
| 再開年月日 | 令和6年9月6日（金） | | | | | |
| 会議の場所 | 葛巻町役場 | | | | | |
| 会議年月日 | 令和6年9月12日（木） 開議13時30分 散会14時15分 | | | | | |
| 議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退 | 議席番号 | 議員氏名 | 出席の有無 | 議席番号 | 議員氏名 | 出席の有無 |
| | 1 | 竹花 結 | ○ | 6 | 姉帯 春治 | ○ |
| | 2 | 深澤 進 | ○ | 7 | 高宮 一明 | ○ |
| | 3 | 藤岡 徹 | ○ | 8 | 辰柳 敬一 | ○ |
| | 4 | 柴田 勇雄 | ○ | 9 | 山崎 邦廣 | ○ |
| | 5 | 山岸 はる美 | ○ | 10 | 鈴木 満 | ○ |
| 会議録署名議員 | 3 番 | 藤岡 徹 | 7 番 | 高宮 一明 | | |
| 会議の書記 | 議会事務局長 | 松尾 さゆり | 議会事務局長補佐 | 金子 桂子 | | |

| | | | | |
|--|------------------|-------|-----------------------|--------|
| 地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名 | 役職名 | 氏名 | 役職名 | 氏名 |
| | 町 長 | 鈴木 重男 | 地域整備課長 兼水道事業所長 | 和野 康弘 |
| | 副 町 長 | 觸澤 義美 | 教育委員会教育次長 兼こども教育課長 | 触 沢 誉 |
| | 教 育 長 | 石角 則行 | まなび交流課長 | 大川原 洋一 |
| | 政策秘書課長 | 波紫 徳彰 | 病院事務局長 | 服部 隆行 |
| | 総務課長 | 松浦 利明 | | |
| | いらっしやい葛巻推進課長 | 主濱 隆志 | | |
| | 会計管理者兼 住民会計課長 | 坂待 典子 | | |
| | 健康福祉課長 | 大石 和人 | | |
| 農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長 | 大久保 栄作 | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり議事日程と同じである | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | |

(開議時刻 13時30分)

議長 (鈴木満君)

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、3 番、藤岡徹議員及び 7 番、高宮一明議員を指名します。

次に、日程第 2、議案第 28 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 2 号) から日程第 21、同意第 13 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの 20 議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりますので、輝くふるさと常任委員長、辰柳敬一委員長、

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第 157 条の規定により報告します。

議案第 28 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 2 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 29 号、刑法等の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 30 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 31 号、葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 32 号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 33 号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 34 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって意見適任。議案第 35 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって意見適任。議案第 36 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 37 号、葛巻町新庁舎建設工事 (2 期 : 外構工事) の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 38 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備 (その 6) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。認定第 1 号、令和 5 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第 2 号、

令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第3号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第4号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第5号、令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。認定第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計決算の認定について、審査の結果、賛成全員をもって原案認定。同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案同意。同意第12号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案同意。同意第13号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案同意。

以上のとおり報告いたします。令和6年9月12日、輝くふるさと常任委員会委員長、辰柳敬一。

議長（鈴木満君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第28号から同意第13号までの20議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑

を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより日程第2、議案第28号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第28号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第29号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 29 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 30 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 30 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 31 号、葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 31 号、葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 32 号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 32 号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 33 号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 33 号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 34 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は適任です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 34 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、委員長報告のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 9、議案第 35 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は適任です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 35 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、委員長報告のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 10、議案第 36 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 36 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 37 号、葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 37 号、葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 38 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 38 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 13、認定第 1 号、令和 5 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 18、認定第 6 号、令和 5 年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてまでの 6 議案を一括議題とします。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 6 号までの 6 議案について、一括討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、認定第 1 号から認定第 6 号までの 6 議案について、一括討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。5 番、山岸はる美議員。

5 番（山岸はる美君）

それでは、私は認定第 1 号から認定第 6 号までの令和 5 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算及び 5 件の特別会計歳入歳出決算につきまして、先ほど輝くふるさと常任委員長から報告のありましたとおり、認定することに賛成の立場から討論いたします。

令和 5 年度は、5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行したことにより様々な制限が緩

和され、停滞していた経済活動が緩やかに回復し、インバウンド需要の復活など明るい兆しが見え始めた一方で、世界的なエネルギー、原材料価格の高騰が長期にわたっており、依然として先行きが不透明である中、町においては総合計画中期計画の最終年度に当たる年であり、町の最重要課題を人口減少対策及び地方創生と位置づけ、課題の解決に向けた基本目標を「いきいきと輝き続ける“ひと”」、「誰もが住みたくなる“まち”」、「地域資源を活かす“しごと”」とし、各分野におけるまちづくりが一層推進されたものと感じております。

まず、「いきいきと輝き続ける“ひと”」に関する取組では、老朽化が著しい五日市保育園園舎の整備のほか、若い世代や子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料や学校給食の完全無償化、生後7か月から3歳までの乳幼児を在宅で育児する保護者を支援する在宅子育て支援金を支給するなど、子供を安心して産み育てられる環境の充実に向けた対策を実施していただきました。あわせて、山村留学制度や公営学習塾のさらなる充実が図られ、町の将来を担う人材育成の場をしっかりと守っていただいたものと認識しております。

また、令和4年度に3自治会が統合した冬部自治会の新たな活動拠点となる冬部コミュニティセンターの整備により、住民の安全性と利便性の向上が一層図られたほか光、光熱水費の高騰や高齢化等による自治会の負担軽減に向けた自治会

活動交付金を拡充するなど、自治会のコミュニティ活動の推進を支援していただいたことに感謝申し上げます。

次に、「誰もが住みたくなる“まち”」に関する取組で、令和14年度の稼働を予定している盛岡広域環境組合でのごみ焼却処理までの期間、安定的な運転を継続していくため、清掃センターの大規模改修を実施していただきました。

また、町民の利便性向上と町のにぎわい創出に向け、複合庁舎くずま〜るが町の進める地方創生の新たな拠点となるよう、庁舎等建設事業の2期工事と併せて、くずま〜る周辺の環境整備を着実に進め、人口減少、少子高齢化が進行する中であっても、誰もが地域で暮らすことができる持続可能なまちづくりの取組に引き続き期待するものであります。

次に、「地域資源を活かす“しごと”」に関する取組では、酪農振興において飼料自給率の向上と良質な牧草生産による高品質な生乳生産を図るため、草地更新支援事業を拡充し、持続可能な粗飼料生産の基盤強化を集中的に実施するなど、長引く飼料等高騰価格等の永続的な対策を講じていただきました。

また、商工振興費では燃料等の価格高騰による負担増を踏まえ、町内全世帯に対して、1世帯当たり1万円のくずまき商品券を交付いただいたほか、快適な住まいづくり応援事業を拡充したことにより、町民の居住環境の向上と町内経済の活性化が一層図られました。

観光振興におけるDMO事業では、複合庁舎くずま〜るや全国的にも珍しい木製上屋が整備された大橋などを中心とした「歩きまわりたくなるまちなか」の実現に向け、官民一体となって町の魅力向上に取り組まれておりますが、まちづくりの人材育成や若者の雇用創出と併せてDMO事業のこれまでの実績をさらに磨き上げ、事業の狙いである観光を切り口とした地域活性化、関係人口、交流人口の創出などが図られるよう、より一層の奮闘を期待しております。

町の財政運営に係る各種財政指標につきましても、総じて良好な状態が維持されていると認められているところであり、庁舎等建設事業などの大型事業の実施により地方債残高が増加しているところではありますが、交付税措置のある有利な起債を活用するほか、余剰財源などを活用して地方債の繰上償還や基金への積み増しを行うなど、将来を見据えた財政健全化対策を講じておられることは高く評価するところであります。

町財政の健全性維持は、安定的な町政運営にとって非常に重要であることから、引き続き堅実な財政運営に努めていただきたいと思います。

以上申し上げましたとおり、一般会計におきましては各種事業が効率的、効果的に執行されたことは高く評価するものであります。

次に、特別会計ではありますが、国民健康保険事業勘定特別会計、農業集落排水事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計においては、それぞれ所期の目的に沿った予算執行がなされてお

ますが、国保会計では国保制度改革に伴う一般会計からの法定外繰入れの削減による財源不足を財政調整基金で補っている状況であることから、基金残高も踏まえ、保険税の税率改正も見据えた国保財政の健全化と町民が安心して医療を受けられるよう、引き続きご尽力いただきたいと思います。

また、病院事業会計及び水道事業会計においては、患者数や給水人口の減により収益が減少しているほか、物価高騰による委託料等の費用の増加により厳しい運営が続いている中、町民が安心して診療が受けられる医療体制づくりや安定的な給水確保に努めていただいていることに感謝申し上げます。

以上のことから、冒頭申し上げましたとおり、各会計の決算の認定に賛成であります。

現在、社会情勢は、2024年春闘における賃上げ率が30年ぶりの高水準となった昨年を大幅に上回るなど所得環境が改善し、消費は持ち直しに転じると期待される一方で、物価高騰が長期化している状況であり、地域経済、住民生活はもとより行政サービスにも大きく影響が及んでおります。このような状況にあっても、行政サービスの水準を維持し、町勢発展に向けて必要な事業を展開するために迅速かつ柔軟な行財政運営に努め、町民の皆さんが安全安心に暮らすことができ、幸せを実感できるまちづくりに引き続き取り組まれることをお願い申し上げます。

それでは、議員各位のご賛同を賜りますよう、

よろしくお願ひ申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

議長（鈴木満君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

認定第1号、令和5年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第1号、令和5年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第2号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和5年度葛巻町農業集落

排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第3号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第4号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第5号、令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第19、同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第11号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案同意です。委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第20、同意第12号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたい

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第12号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案同意です。委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第12号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第21、同意第13号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第13号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案同意です。委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第13号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第 22、発委第 2 号、葛巻町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより発委第 2 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、姉帯春治委員長。

議会運営委員長 (姉帯春治君)

発委第 2 号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 112 条及び葛巻町議会総合条例第 20 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

改正の内容であります、刑法等の一部を改正する法律が令和 4 年度に制定されたことに伴い、条例中の「懲役」または「禁錮」の規定を「拘禁刑」に改めるものであります。

提案の理由ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整理をしようとするものであります。

附則であります、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

以上で説明を終わります。

議長 (鈴木満君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本発委案は、葛巻町議会総合条

例第 46 条第 3 項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。本発委案は、全議員で協議し提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

発委第 2 号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、発委第 2 号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。葛巻町議会総合条例第 121 条第 1 項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり議員を派遣したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載の

とおりに派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

なお、本定例会議に付された事件は全部終了しましたので、明日9月13日は休会といたします。

これで令和6年葛巻町議会9月定例会議を終了します。

次回は、12月第1金曜日の6日に再開することとします。ご苦労さまでした。

(散会時刻 14時15分)